

養父市農業委員会

第18回会議録

令和3年3月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第18回会議録

1. 開催日時 令和3年3月24日(水曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就労研修室

3 議 事

議案第54号 農用地利用集積計画の承認について

議案第55号 非農地証明について

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第58号 農地法第4条第1項のただし書き、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

4. 出席農業委員(13名)

1番 秋山博

2番 山根達夫

3番 藤原義幸

4番 寺尾稔

5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行

7番 前川章

8番 谷垣重俊

9番 西谷眞一

10番 北本健一郎

11番 坂本秀夫

12番 西谷英樹

13番 圓山満

5. 欠席農業委員(0名)

無し

6. 事務局出席職員

局長 圓山 修一

次長 稲津 義彦

主幹 森本 重良

主査 福垣 周作

事務局：ただ今から、第18回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長：皆さん、こんにちは。今日は20度近くなるぐらいの天気で大変ありがたいと思っています。今日は、午前中は大屋の方の桜が、ちょろちょろと咲きかけておりました。そういう桜がある季節になる中、午前中には、それぞれ農業委員さん、推進員さんの皆さんにも現地調査をしていただきまして、ありがとうございました。今日は広範囲にわたって現地に行っていたということで大変だったと思います。ありがとうございました。

もう、この令和2年度もあと数日で終わるのですが、4月1日から、われわれの、兵庫県農業会議とみどり公社が合併をするということで、この前から会長や事務局長の方も会議に出席し話が進んでおります。いよいよ協定書や契約書をそれぞれ交わして、農業会議の方がみどり公社に吸収されるという形での合併になります。今度は名前が新しく、ひょうご農林機構という名称に4月1日から変わるということです。今月の29日にもう一度、会長や事務局長等が集まって最終的に確認するというようになっておりますが、4月1日から、ひょうご農林機構という名称になります。

われわれが一番関係のある、兵庫県農業会議の方の名称は、そのひょうご農林機構の中に一部として残ります。今までと仕事内容がそれほど大きく変わるということはありませんが、そういう合併をされるということをご承知おきいただきたいと思います。次回の総会時に、新たに決まったこと等について、皆さんにプリント等でお知らせをしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから、今日のご報告を二つさせていただきますと思います。

一つは、大谷委員さんですが、この29日に、兵庫県の農業会議において非常にご苦勞をいただいたということ、また養父市の農業委員会の会長を2期務めていただいたということで、感謝状が兵庫県農業会議より贈られます。その贈呈式の方へ大谷委員にご出席していただくことになっておりますので、ご報告させていただきます。拍手をわれわれも送りたいと思っております。どうぞ皆さん。(拍手)おめでとうございます。

それから、もう1点でございます。鷹野委員ですが、先ほど申し上げました、みどり公社と兵庫県農業会議の両方から、「はじめの一步運動」の一つとしての取り組みをしてくれないかという相談がございました。ちょうど鷹野委員の地元でもあります左近山地域の農地の所有者の方々ともお話しいただいて、今後、左近山地域の農業をどうしていくのかという話し合いを、先頭に立ってやっていただきました。鷹野委員さんがそういう依頼を受けてのモデル活動をやっていただいたわけですが、この令和2年度末をもって一つの終止符を打つということです。今後また、左近山地区等についてそういう新たな農地相談等につい

での動きがあった際には、今後ともよろしくお願ひしたいということで、今の兵庫県農業会議とみどり公社の方から鷹野委員の方に会長からお礼を言っておいてくれという依頼がありましたことを、ご報告をさせていただきます。

以上、報告を含めていろいろと言わせていただいたわけですが、この4月から新しい年度が始まりますし、われわれ農業委員会の方も、この総会の後の全体協議の中で、来年度のそれぞれ活動について、皆様のご賛同を得て新たなスタートをしていくということになりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思います。長くなりましたが、私の方の挨拶は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局 : それでは初めに、会議の成立について報告します。本日の出席は、農業委員13名中13名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することになっていますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については12名の出席ですので、あわせて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、ここからは谷垣会長の方で、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、2番の山根農業委員と3番の藤原義幸農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第54号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : はい。失礼します。資料の1ページをご覧ください。

議案第54号「農用地集積計画の承認について」です。農用地集積計画の概要について説明します。公告日は令和3年4月1日を予定しております。「利用権の設定にかかる面積、筆数及び戸数」ですが、「田」の面積が83,146㎡、以降単位はすべて㎡です。筆数は69筆、「畑」が5,946、筆数が6筆です。合計としまして、面積が89,092、筆数が75筆となっております。利用権の設定を受ける戸数ですが、11戸。利用権を設定する戸数ですが、12戸となっております。

2番の、「設定する利用権の概要」について説明します。使用貸借権が27筆で面積が36,626、うち新規が25筆の31,493、再設定が2筆で5,133。解除条件付使用貸借が6筆で9,018となっております。賃貸借権が11筆で17,012、すべて11筆の新規となっております。利用権の契約年数ですが、1年契約が35筆で34,537、2年契約が3筆で1,998、3年契約が6筆で8,063、5年契約が10筆で17,231、6年契約が1筆で1,544、10年契約が20筆で25,719とな

っております。

3番の、「利用権の設定を受ける者および設定する者」、4番の、「貸借土地の所在地」につきましては2ページから17ページとなっています。なお、14ページの38番から17ページの45番につきましては、兵庫みどり公社への利用権の設定です。会長が冒頭に言われましたとおり、4月1日から兵庫農林機構への設定となります。以上で説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第54号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第55号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料は18ページをご覧ください。

議案第55号「非農地証明交付申請の承認について」。非農地証明の証明願いがありましたので委員会の決定を求めます。2件ありました。番号1番。申請の土地は八鹿町の土地で2筆です。所有者は大阪府高槻市の方です。非農地の事由としては、申請の土地は10年ほど前から空き家となっており、長屋が建っていました。過去に火事になり昨年取り壊しを行ったようです。今回隣接する土地の方へ所有権移転の話があり、その際に土地の地目が農地のままだということが判明しております。今回、現況の地目に合わせた地目変更をしたいという届け出がありました。関連するページは19ページから25ページとなっております。

番号2番。申請の土地は八鹿町八木の土地で1筆。所有者は八鹿町八木の方です。非農地の事由としましては、申請の土地は、申請者の亡き父が昭和48年頃に住居を建築し住居として、住宅として使われていた土地です。申請者は平成29年に相続により土地を所有しておられます。今回、住居を解体し新築を計画した際に土地の地目が農地のままであることが分かりました。住居の建て替えに合わせて現況の地目に合わせた地目変更をしたいという申し出がありました。関連するページは26ページから31ページとなっております。以上で説明を終わります。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の八鹿町上小田の件について、担当農業委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番大谷です。図面は1ページになります。位置は、この図面の一番下に、「八鹿駅」と書いてあるところがありますが、八鹿駅の少し手前に踏切があります。踏切を渡って途中から312号線に上がる道がありますが、現在、その通り沿いにオートショップ塚本さんの二つ建物があるのです。もう一つ展示場があるのですが、その間にある土地です。この土地は道路から2メートル程低いような状況です。この申請者は大阪におられますが、家の管理は年に何回か帰って来られて管理をされております。次に20ページの字限図ですが、二つの土地がありまして、45-1と45-3です、その下側は312号線です。21ページに写真があるのですが、この青い屋根がオートショップ塚本です。その間に屋根のある家があるのですが、その次のページを見てもらうと、22ページに書いてあるように建物は現在、取り壊されています。現状は、24ページでございます。私も農地ということは分からなかったです。このご相談があつて初めて、地目が農地だったのだということが分かりましたが、建物は基礎を含めてきれいに片づけておられます。25ページは始末書を書いておられます。この中で判断しますと、土地の周辺の現状から見ても、両方に宅地が挟まれていること、それから、土地は元来少し低いこともありますし、この土地を復元しても継続して農地利用するということが不可能ではないかと考えるものです。農地としてまた新たに耕作しつづけることが、なかなか見込まれないという判断で、私は非農地の状態の申請を受け付けましたので皆さんにお諮りしたいと思います。現状の説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

議 長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。

今、大谷委員が詳しくご報告されましたとおりで、長年にわたり宅地として使われてきたということで、始末書も出ております。現実に田にすることは難しいかと思われまます。特に、進入口部に水路があつたということですが、これももう埋まってしまっていますので、そこのあたりからも田への復元は不可能に近いというように感じました。このままの状態での管理でも問題はないと思ひます。説明は以上でございます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。16番、木下推進委員。

木下委員： 16番、木下です。

私も今日確認をさせていただきました。先ほどからご報告があるとおりでし

て、私が見た限り、復元は難しいのではないかという思いがします。周りの状況を見ても、その水路で耕作ができなくなるような田もございませんでしたので問題無いと思われまます。ご審議の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第 55 号の 1 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、2 番の八鹿町八木の件について、担当農業委員の説明を求めます。1 番、秋山農業委員。

秋山委員： 1 番、秋山です。午前中の担当委員の方、現地確認、ご苦労様さました。それでは、関連ページですが、26 ページから 31 ページです。まず 26 ページをご覧ください。申請地は、国道 9 号線の下八木バス停から市道沿線へ南下して、T 字路を左、東方向に向かって 100 メートルの場所。見ていただいた地図どおございますが、そこが申請地になっております。まず、八木線の住宅地が並ぶ道沿いの土地ということで、28 ページがその全景になるわけです。その後、29、30 ページも合わせて見ていただくと、29 ページが沿線の道路沿いから見た地図、それから 30 ページが農道側から見た地図になるわけです。ここで 29 と 30 ページの赤枠の線ですが、申請地がちょっと分かりにくいと思ひます。28 ページの全景写真を見ていただくと、倉庫と宅地の一部、これも含めて今回の申請地になります。

また、この地図、写真を見ていただいたら分かると思ひますが、擁壁工事と整地作業は完了している状況であります。そして、擁壁側に排水路が残っていますが、基盤整備以後は使用されておらず、今回この宅地に関して問題はないと思われまます。申請地は、昭和 48 年に住居として家を建て居住されており、今回申請者が令和 2 年 3 月に住居新築に伴ひ、地目の変更がなされず農地のままだということが分かったので、現況に合った地目への変更申請に至りました。申請地は 20 年以上宅地として使用されており、また、始末書の方も提出されておりますので、問題のない案件ではないかと思われまます。ご審議の方を、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： 7番、前川です。

本日の午前中に現場を見てまいりました。先ほど、担当委員の秋山さんが申し上げたとおりでございます。現地に行きましたら、昭和48年に建築された住居は既に取り壊されておりまして、一部が残った状態です。この30ページの写真に載っている建物は、その当時建てられた建物の一部が残った部分だそうです。この建物の横、東側になるのですが、そこに新しい住居を建てる計画です。48年に亡くなったお父様が、この31ページの始末書に書かれているとおり、農地法に関する理解に欠け地目の変更がなされていないということだそうです。現地を見る限り、周りに、ここに建物を建てるがゆえに支障になるような田畑等も無く、周辺への影響に関する支障も無いと思われるため、特に問題点はないというように思われます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。15番、内田推進委員。

内田委員： 15番、内田でございます。

午前中に現地を確認させていただきました。秋山委員と前川委員の説明のとおりでございます。整地されて、もう何の問題もないということですので、審議の方、よろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第55号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案に入ります前に資料の修正がございます。本日追加で資料を付け足しいただいております。事業地の配置が若干変わっております。当初配らせていただいたものが、牛舎寄りのところに配置する形になっておりましたが、その

反対側の道路沿いに変更となっておりますので、こちらが新しいものとなっております。

では、改めまして32ページをご覧ください。議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号1番。養父市大屋町宮本の土地2筆、面積は1,490㎡の内、388㎡です。申請人は養父市大屋町宮本の方で、飼育頭数増加に伴い、既存牛舎に隣接している申請地面に牛舎を建設することが転用の目的です。関連ページは33ページから37ページです。以上です。

議長： それでは、1番の大屋町宮本の件について、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については農用地区域内にある農地です。しかし、3月9日をもって用途区分が農業用施設に変更されており、転用の目的も農業用施設であることから、転用許可の対象となります。一般基準においては、資力・信用を同意書や資金証明で確認し、計画日程および概要からも事業の目的が図れ、周辺農地の営農に影響がないことから、本事案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： はい。7番、前川です。説明させていただきます。

まず最初に、先ほど事務局からの資料の差し替えがあったと思いますが、関連ページ33ページの航空写真が、本日配られた写真に差し替わっておりますので、まずそちらを見ていただけますでしょうか。対象の現場は、大屋町の南谷の方になります。写真を見てもらいますと、今は使われていない南谷小学校が写真の左側に写っておりますが、その写真の真ん中あたりに、「牛舎」という文字があると思います。その牛舎の写真の上が、方角でいくと北側になると思うのですが、そちら側に赤い四角い印があると思います。ここが牛舎の建設予定地になっております。

この農地は、寺尾委員の息子さんであります寺尾智也氏が所有されている農地でございます。この農地の若干北寄りの方に牛舎を建設したい、飼育頭数を20頭ほど増やしたいということです。申請者であります寺尾氏は、現在37歳で、15年ほど農業をされております。認定農業者の資格も持っておられるということです。どうぞご審議の方、よろしく申し上げます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。

午前中に現地の方に行かせてもらい現場確認をしてみました。先ほど担当委員が申し上げたように、頭数の増加によりまして農地の中に、また牛舎を建てるということで、大変ありがたいことだと思っております。問題ない案件だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。21番、林田推進委員。

林田委員： はい。21番、林田です。

前川委員が述べたように、問題ないと思えますし、頭数が増えるということで喜ばしく思っております。以上、よろしく申し上げます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

議長： はい。山根委員。

山根委員： 35ページの、この図面の分でこの計画地というものは全部この部分も写真のとおりですか。

事務局： これが上向きにずれるといった形です。

山根委員： はい、分かりました。上になるということですね？

事務局： はい。この写真は、本日お配りした写真の裏面に付けております。少し見にくいのですが、こちらが下側の既存牛舎が写真に写っている牛舎で、北寄りに移動しているということになっております。

山根委員： はい、了解です。

議長： はい。他に質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長： 議案第56号の1番を採決に移りますが、寺尾委員につきましては、寺尾委員の息子さんの事案でありますので審議が終了するまで退席をしていただきます。

(寺尾委員退出)

議長： それでは、議案第 56 号の 1 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。審議が終わりましたので、4 番の寺尾農業委員に入室していただきます。暫時休憩いたします。

(休憩)

(寺尾委員入室)

議長： それでは再開いたします。

議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい。38 ページをご覧ください。議案第 57 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号 1 番。養父市八鹿町上小田の土地 1 筆、面積は 431 m²です。貸付人は養父市八鹿町上小田の方、借受人は養父市八鹿町伊佐の方です。申請地に一般住宅および露天駐車場カーポートを建設することが転用の目的で、設定する権利は使用貸借権です。関連ページは 39 ページから 43 ページです。以上です。

議長： 次に 1 番の八鹿町上小田の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域内にある農地です。住居が連たんする地域内にある農地のため、第 3 種農地に該当します。一般基準においては、資力・信用を融資証明や同意書によって確認し、計画日程および概要からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから本議案を許可することについて、農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。5番、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。地図は、写真は39ページになります。現地は、ここに円山川が流れているのですが、上の方が下流です。上小田橋を渡りまして左岸側、八鹿の駅から312号線と合流するところに信号機がありまして、そこを右折すると該当農地がございます。そこに行くには、この312号線から私道が入っております。それで、申請者の親の名義の土地でございまして、貸借するようでございます。次に、字限図は40ページですが、分かりにくいのですが、赤でしている523-1のところに縦線のあるのが、312号線との境です。建物の配置図は41ページです。手前の道路が312号線で、信号機から、これでいくと東の方、上の方ですね。行きますと、この三角形になっている田んぼの中でございます。これは私道が入っております、そこに水路があります。ここに橋を架けて進入をして、建物、駐車場、申請地の右側の端の方には、植木を植えたり池を作ったりしたいということを聞いております。次のページは建物の説明図、立面図等を入れております。次の43ページも、間取り関係が出ております。地元の水理組合会長、区長さんの同意を得られておりますし、申請どおりに許可したらいいかと私は思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。6番、奥藤農業委員。

奥藤委員： 6番、奥藤です。

大谷委員さんが言われたように、この水路につきまして、西から東に大きな水路が走っております。「この水路の断面が不足するのではないか」ということをちょっと聞きましたら、これは付けるとその関係者と区長の同意は得ているということの報告がございました。下流の農地に対しても、この影響はないというように判断できますので問題はないと思います。以上でございます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

木下委員： 16番の木下です。

私も今日朝、現地を確認させていただきました。先ほどからご説明させていただいていますように、大谷農業委員さん、奥藤農業委員さんが言われますとおり、周りの田んぼについての支障もなく、水路についても確保されるようでございます。そして周りは住宅地ですので、私の方も問題はないかと思っています。どうぞご審議、よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 57 号の 1 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 58 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書き、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について」を議題といたします。では、事務局の説明を求めます。

事務局： 44 ページをご覧ください。議案第 58 号「農地法第 4 条ただし書き、農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について」です。届出番号 1 番、養父市八鹿町八木の土地 1 筆、面積は 168 m²のうち 12.06 m²です。届出者は養父市八鹿町八木の方で、居宅に隣接している所有地に農業用倉庫を建設することが届出の目的です。関連ページは 45 ページから 48 ページです。以上です。

議長： それでは、担当農業委員の説明を求めます。1 番、秋山農業委員。

秋山委員： 1 番、秋山です。

午前中の現地確認、ご苦労さまでした。それでは関連ページは、45 ページから 48 ページです。まず申請地ですが、45 ページの航空写真をご覧くださいと思います。9 号線、今滝寺地区交差点というのが、9 号線出入り口の真ん中になるのですが、9 号線の今滝寺地区の交差点を南に下がって、すぐの右手の居宅の裏手に位置する農地というのが、今回の申請地になります。続いて 46 ページをご覧ください。西側隣接地との間に給排水の水路がありますが、9 号線工事の際に、今滝寺側から給排水の水は今滝寺川、ちょっとこの地図には載っていないのですが、航空写真の方で見ましたら、少し上から下に流れている絵が見えると思います。この岩崎川の方へ流れるようになり、現状は、雨水が、今この水路は流れる程度だけであります。

農地への給排水には関係がないといえますか、影響はない状況であります。続きまして、47 ページをご覧ください。農業倉庫の位置は、農地の東側の居宅の裏側になる位置であります。かさ上げもせず、隣接地に対して、水利それから日照の影響も全くなく、面積も 10 平米以下ということです。また、地域との同

意書も取得されており、問題のない案件と思われます。また、申請者が定年後は、故人の農地だけでも荒らさないようにと頑張って農業に取り組みたいとのことで、頑張っておられます。ご審議の方、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長： 現地調査委員の説明を求めます。9番、西谷眞一農業委員。

西谷委員： 9番、西谷です。

ただいま秋山農業委員が説明されたとおりで、現地を見させていただきましたが、この倉庫を建てることよっての近隣への影響ということは全くないものと思われます。また、面積も10平米足らずということで問題ないと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。15番、内田推進委員。

内田委員： 15番、内田です。

私も午前中に現地確認を行いました。秋山委員と西谷委員の報告のとおりでございますので、よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第58号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は49ページをごらんください。農地法第3条の規定による許可申請について許可したものについて報告します。3件あります。番号の1番と2番は関連する案件となっております。番号1番。申請の土地は上野の土地で2筆。2筆の面積が700㎡。譲受人は養父市上野の方です。譲渡人ですが、養父市上野の死亡されました■■氏の土地で、相続財産管理人として弁護士の方が選任さ

れております。■■氏は、令和元年6月4日に亡くなられており、令和2年3月25日に家庭裁判所より相続財産管理人が選任されております。権利の種類と方法ですが、所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月12日、許可日が2月24日となっております。

番号2番。申請の土地は上野の土地で2筆。合計が700㎡。譲受人は養父市上野の方です。譲渡人は、1番と同じく■■氏の相続財産管理人の弁護士となっております。権利の種類と方法ですが、所有権の売買によって移転される予定です。申請日は2月12日、許可日が2月24日となっております。ここで、申請につきましては、譲受人と譲渡人の弁護士の方の連名による申請なのですが、この番号1番と2番の申請につきまして、土地のあります、はさまじ区の方から市の方に補足説明といえますか、今回3条申請について、はさまじ区の区長より補足の説明書がついておりますので、説明をしたいと思っております。「今回の申請につきましては、以前は、今回の土地は深い沼地のような田で稲作が難しい土地でありました。農業上の利用改善のため数人の地権者の合意の下、土を入れ替え農地を改良し、所有者の面積に応じて新しく区画を整理し集団化したものです。そういった経緯もあり、公図と現地が異なっております。土地の地権者の一人である■■氏は、令和元年6月4日に亡くなられ、相続人の全員が相続放棄をされたとのことで、現在、家庭裁判所豊岡支部により相続財産管理人が選任されております。相続財産管理人の任務は、相続財産を相続債権者に弁済に充てるため財産を処分し換価することになり、当管理人によりますと、本件の土地が換価できない場合、市場価値のない不動産とみなして清算対象から除外し管理手続きを終了するという事です。そうなれば本件土地は所有者不明の土地となり、区としましても農地の管理上、周辺の農地への悪影響が心配され、また、景観や生活環境が悪化するなど、近隣住民に多大な迷惑が掛かり、深刻な問題につながり、何としても避ける必要があります。そこで相続財産管理人との間で、本件農地の隣接者である下記の申請者が取得する話が整い、本件申請に至った次第です。よろしくご理解申し上げます」という補足の説明が添付されておりました。

資料に戻ります。49ページです。番号3番、申請の土地は尾崎の土地で1筆です。譲受人は養父市尾崎の方です。譲渡人も養父市尾崎の方です。権利の種類と方法ですが、売買によって所有権を移転される予定です。申請日は2月22日、許可日が3月2日となっております。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして報告②「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局：資料は最後のページ、50ページとなっております。解約通知がありましたので報告します。1件ありました。先ほどの3条の報告であった番号3番の案件と関連する通知となっております。申請の土地は養父市尾崎の土地で1筆。賃貸人は養父市尾崎の方です。貸借人も養父市尾崎の方です。合意解約年月日が令和3年2月1日、土地の引き渡しが令和3年2月28日、解約の条件はありません。合意解約によるものです。貸借人へ所有権を移転される予定となっております。以上で報告を終わります。

議長：事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

藤原委員：資料のP49、3番面積1,984㎡とP50の面積1,750㎡、同じ土地であるが面積が異なるので、どちらが正しいのですか？

事務局：確認して報告します。(※1)

議長：事務局で面積を確認して、後日報告するということにします。他に質疑はございませんか。

(質 疑 な し)

議長：それでは質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上、第18回農業委員会総会を閉会いたします。

(※1) 資料のP49、3番面積1,984㎡が正しく、P50の面積1,750㎡は申請者からの通知の数値で水張面積であったと報告した。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷 理 重 俊

署名委員 藤 原 義 幸

署名委員 小 根 達 夫